

第22 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出

(法第11条の4第1項)

- 1 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出に必要な書類
 - (1) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書（危険物規則様式第16）
 - (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

- 2 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出受理上の留意事項
 - (1) 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出は、品名・数量を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないことを確認する。

なお、位置、構造及び設備の変更を伴う場合は、変更許可が必要である。ただし、屋外タンク貯蔵所の一時的な内容油種の変更に伴い、保有空地の幅が増減する場合で、既に許可を受けている大なる保有空地を確保したままでの油種変更は、位置、構造及び設備の変更を伴わないものとみなし品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出により処理する。
 - (2) 指定数量の倍数の増大により新たに避雷設備、第3種若しくは第4種消火設備又は警報設備（自動火災報知設備等）の設置が必要となる場合があるので留意すること。
 - (3) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所においては、品名の変更により貯蔵物の比重が増加する場合、設計比重を超えないよう留意すること。
 - (4) 品名・数量については、消防法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるので、第3「危険物関係法令と他法令との関係」に留意すること。